

平成29年第1回上三川町議会定例会会議録

平成29年3月16日（木）

15 目 目

（常任委員会審査結果報告・討論・採決）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 篠塚 啓一 | 第2番 宇津木宣雄 |
| 第3番 海老原友子 | 第4番 神藤 昭彦 |
| 第5番 小川 公威 | 第6番 志鳥 勝則 |
| 第7番 高橋 正昭 | 第8番 稲川 洋 |
| 第9番 石崎 幸寛 | 第10番 勝山 修輔 |
| 第11番 生出 慶一 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 松本 清 | 第14番 稲葉 弘 |
| 第15番 田村 稔 | 第16番 津野田重一 |

2. 出席議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 篠塚 啓一 | 第2番 宇津木宣雄 |
| 第3番 海老原友子 | 第4番 神藤 昭彦 |
| 第5番 小川 公威 | 第6番 志鳥 勝則 |
| 第7番 高橋 正昭 | 第8番 稲川 洋 |
| 第9番 石崎 幸寛 | 第10番 勝山 修輔 |
| 第11番 生出 慶一 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 松本 清 | 第14番 稲葉 弘 |
| 第15番 田村 稔 | 第16番 津野田重一 |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 町 長 | 星野 光利 | 副 町 長 | 隅内 久雄 |
| 教 育 長 | 森田 良司 | 総務課長 | 田中 文雄 |
| 企画課長 | 秋山 正徳 | 税務課長 | 伊澤 幸延 |
| 住民生活課長 | 小島 賢一 | 福祉課長 | 川島 信一 |
| 健康課長 | 梅沢 正春 | 保険課長 | 海老原俊輔 |
| 産業振興課長 | 石崎 薫 | 都市建設課長 | 伊藤 知明 |
| 建築課長 | 川島 勝也 | 上下水道課長 | 小林 実 |
| 農業委員会事務局長 | 小池 光男 | 会計管理者兼出納室長 | 吉澤 佳子 |
| 教育総務課長 | 枝 淑子 | 生涯学習課長 | 星野 光弘 |

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第2号から議案第15号まで、及び議案第23号から議案第29号までの常任
委員会審査結果報告について

日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1「議案第2号から議案第15号まで、及び議案第23号から議案第29号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成29年3月16日

上三川町議会議長 津野田重一 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第2号 上三川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第3号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について
- (3) 議案第4号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第5号 上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第6号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第7号 上三川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第8号 上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(8) 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(9) 議案第10号 町立学校医等に対する報酬支給条例の一部を改正する条例の制定について

(10) 議案第23号 平成29年度上三川町一般会計予算のうち所管予算

2 審査日

平成29年3月10日、13日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

平成29年3月16日

上三川町議会議長 津野田重一 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 稲川 洋

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

(1) 議案第11号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第12号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第13号 町道路線の認定について

(4) 議案第14号 上三川町営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 議案第15号 上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(6) 議案第23号 平成29年度上三川町一般会計予算のうち所管予算

(7) 議案第24号 平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算

(8) 議案第25号 平成29年度上三川町介護保険事業特別会計予算

(9) 議案第26号 平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算

(10) 議案第27号 平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計予算

(11) 議案第28号 平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算

(12) 議案第29号 平成29年度上三川町水道事業会計予算

2 審査日

平成29年3月10日、13日

3 結果

議案は、原案どおり可決する。

○議長【津野田重一君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3月2日、及び3日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第2号から議案第10号までの条例案件、及び議案第23号「平成29年度一般会計予算」のうち所管予算の計議案10件であります。

3月10日及び13日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査しましたので、その結果についてご報告いたします。

条例審査における主な質疑は、総務課所管の議案第2号で、退職管理の状況に関する質問に対し、町が再就職をした退職者に対し、離職日、再就職先等の報告をさせるものである、との説明がありました。

議案第5号では、育児における短時間勤務に関する質問に対し、条例で定められた勤務時間の中で希望者と相談し勤務体系を決定しており、平成28年度は1人が利用している、との説明がありました。

企画課所管の議案第8号では、マイナンバーカードの交付に関する質問に対し、平成29年1月1日現在の交付者は2,029人で、交付率は8.38%である、との説明がありました。

企画課及び教育総務課所管の議案第9号では、地域おこし協力隊に関する質問に対し、教育委員会においてスポーツ振興のための業務につき、10月から3月までの採用予定である。また、学校運営協議会委員に関する質問に対し、委員は教育委員会規則で各校10人以内となっており、3校を研究校とする予定である、との説明がありました。

教育総務課所管の議案第10号では、面接相談医に関する質問に対し、学校医に依頼し、報酬については小山地区医師会の小山市に合わせ1人1回の面接につき1万円である、との説明がありました。

予算審査のうち、歳入における主な質疑は、税務課所管予算で軽自動車税の予算増の理由に関する質問に対し、税率改正による原付バイクの税額増や消費税増税延期による駆け込み需要を見込んだことによるものである、との説明がありました。

歳出における主な質疑は、総務課所管予算で、交通安全対策費における工事請負費増の理由に関する質問に対し、カーブミラー等の交通安全施設の設置要望に対応し切れなかったことから増額したものである、との説明がありました。災害対策費における需用費のうち消耗品費に関する質問に対し、保存食としてはアルファ米、子どもや高齢者向けのパン等、生活必需品としては毛布、おむつ、生理用品等を購入する予定である、との説明がありました。

企画課所管予算では、知的財産権調査登録業務委託料に関する質問に対し、「かみたん」の商標登録

に要する費用であり、特許庁に登録し保護を図ることを目的としている、との説明がありました。

住民生活課所管予算では、生ごみ処理機等設置の補助に関する質問に対し、生ごみ処理機については上限2万円、コンポスト容器については上限3,000円とし、購入額の2分の1を補助している、との説明がありました。

教育総務課所管予算では、学校管理費における工事請負費の防犯カメラ設置に関する質問に対し、カメラ映像については各学校において管理しており、1週間から1カ月程度を保存期間としている、との説明がありました。

生涯学習課所管予算では、しらさぎマラソン大会のゲストランナーに関する質問に対し、集客が見込める方などを選定し、謝礼は70万円から90万円の範囲内としている、との説明がありました。

審査の結果、議案第2号から議案第10号まで、及び議案第23号は、全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成29年3月16日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【津野田重一君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。8番、産業厚生常任委員長、稲川 洋君。

(8番・産業厚生常任委員長 稲川 洋君 登壇)

○8番・産業厚生常任委員長【稲川 洋君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3月2日及び3日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第11号から議案第15号までの条例等の案件、並びに議案第23号「平成29年度一般会計予算」のうち所管予算、議案第24号から議案第28号までの平成29年度特別会計予算及び議案第29号「平成29年度水道事業会計予算」の計議案12件であります。

3月10日及び13日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

条例等審査における主な質疑は、保険課所管の議案第12号で、指定地域密着型介護予防サービス対象者に関する質問に対し、要支援の介護度の方が対象となる、との説明がありました。

都市建設課所管の議案第13号では、道路寄附の条件に関する質問に対し、公共性及び公益性が必要であり、町道として認定できる道路であること等の条件を定めた「上三川町道路寄附取扱基準」に基づき寄附を受けている、との説明がありました。

予算審査のうち一般会計歳出予算における主な質疑は、福祉課所管予算で、大山保育所民営化に関する質問に対し、平成29年度に法人が施設建設を行った後、運営を引き継ぐ予定である、との説明がありました。

保険課所管予算のうち一般会計については、高齢者福祉施設整備事業に関する質問に対し、地域密着型特別養護老人ホームと定員12名の認知症対応型通所介護の施設整備を行う事業者への補助金である、との説明がありました。

国民健康保険事業特別会計予算について、被保険者の見込数に関する質問に対し、平成29年度は一

般被保険者7,100人、退職被保険者200人を見込んでいる、との説明がありました。

介護保険事業特別会計予算については、寝たきり高齢者等介護手当交付事業に関する質問に対し、平成29年度は対象者250人のうち支給対象外である入院期間を考慮し、支給率は70%を見込んでいる、との説明がありました。

後期高齢者医療特別会計予算については、被保険者数に関する質問に対し、平成29年度は3,150人を見込んでいる、との説明がありました。

産業振興課所管予算では、栃木県畜産公社出資金に関する質問に対し、県内3カ所にある食肉処理施設の老朽化に当たり、新設する食肉センターの運営費について県内各自治体で出資するものである、との説明がありました。また、知的財産権調査登録業務に関する質問に対し、上三川ブランド認定において、公募により決定するブランドロゴマークがほかの企業のエンブレム等と類似しないかを確認、またほかにも使用されないよう登録する業務である、との説明がありました。

都市建設課所管予算では、公園管理費における工事請負費のトイレ改修に関する質問に対し、蓼沼・桃畑緑地公園の河川敷に浄化槽式のトイレを設置する計画で、1カ所当たり約3,000万円を計上している、との説明がありました。

建築課所管予算では、空き家対策推進事業に関する質問に対し、空き家物件の調査を行い、それをもとに空き家の状況等をデータベース化し、条例整備により所有者への指導等を行い、将来的には空き家バンク設立につなげていく、との説明がありました。

上下水道課所管予算のうち、農業集落排水事業特別会計予算については、農業集落排水の接続率に関する質問に対し、平成29年2月末現在で72.8%である、との説明がありました。

水道事業会計予算については、水道メーター器に関する質問に対し、計量法で水道メーター器は8年ごとに交換することが定められており、平成29年度は約850個の交換を予定している、との説明がありました。

審査の結果、議案第11号から議案第15号までは全員賛成により、議案第23号から議案第29号までは1名欠員によって採決した結果、全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上報告いたします。

平成29年3月16日、産業厚生常任委員長、稲川 洋。

○議長【津野田重一君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 私は、町政運営の基本方針に関する反対討論をいたします。

一般論として基本方針に関する陳述としては、全く非の打ちどころがありません。崇高な理想であり、全町民が納得するものだと思います。ただし、「住民ニーズを的確に捉え、本町の实情に応じた諸施策を実施する」とありますが、ここ3年、それが具体的なところで実現されている様子が見えません。つ

まり、町民が納得する施策が実行されているとは思えないのです。

平成29年度は、「上三川町第7次総合計画」の2年目に当たるということですが、ここに言う「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」というキャッチフレーズの中で、具体的な施策が講じられているものがあるのかどうか、判断できるものはありません。何をもって「共に創る」ものがあったのか、例示すべきではありませんか。

予算編成の基本事項に関しては、硬直化した財政構造から脱却及び収支の均衡を図ることを基本的な考え方とする、というところは十分に理解できるところです。それでは、具体的に歳入を増やすにはどのような施策を考えているのか、また、歳出を減らすには、どのような行政改革を行うか、具体的に明示されなければなりません。総論より各論ということになるのではありませんか。

歳入については、固定資産税のわずかな増収と、地方交付税の見込み計上、ある程度の具体的な増収源はあり、さらに、臨時財政対策債の導入、財政調整基金及び社会福祉基金の活用などを挙げられますが、取り立てて増収アップのために努力している姿、新しい施策など、感じられるものはありません。

例えば、矢板市などは、収入アップのため、土地を区画し分譲を始めています。このような具体的な施策をもって財政赤字解消のために努力しているのです。矢板市はさらに、公共施設を30年間で40%減という方針を打ち出しています。上三川町においては、予算編成にその場しのぎで、将来に向かってのビジョンが感じられません。

上三川においても、日産がいつまでも健在ではありません。考えてみてください。2011年の大震災がなければ、ひょっとしたら日産はいわき市に行ったかもしれません。上三川町は運がよかったとしか言いようがありません。いつまでも補助金や交付金の依存財政が重要な財源となっている今、現状ではいけないのではないのでしょうか。

主な施策の概要に関しても、第1款から第10款まで挙げられておりますが、行政として当然のことであり、特別、取り立てて拍手喝采というものではありません。これらの施策を完遂するためにも、いかにして増収アップを図るか、既存のものだけではなく、具体的な施策が明示されない限り、上三川町財政は不透明です。このままではじり貧状態になるばかりです。

財政を豊かにする具体的な施策が明示されない限り、町長の説明要旨を鵜呑みにすることはできません。つまり、町長の説明要旨では将来のビジョンが全く感じられません。私が所属する委員会においては、私は賛成をしておりますが、29年度予算編成に先行きの見えず、ありきたりなものなので、私は反対をいたします。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 反対討論をいたします。

2017年の政府の予算案の特徴は、アベノミクスの破綻が明らかになったことです。大企業を応援し、大企業がもうかれればいずれは家計に回ってくるということでしたが、家計に回らず、アベノミクス不況は続いております。また、消費税8%への増税も2年が経過しても深刻な消費落ち込みが続いて

おります。一方、社会保障は自然増を1,400億円も削減し、暮らしを侵す予算になっているということです。

その一例として、医療費の自己負担上限を定める高額療養費制度、70歳以上の外来の特例について、現行の1万2,000円から1万4,000円への引き上げや、後期高齢者医療では、所得5割軽減を2割軽減に引き下げ、全国で月1,310円の負担増です。また、介護保険では、高額介護サービス費を、月額上限額が、現行の3万7,200円から4万4,400円と引き上げるなどの内容です。

厚生労働省は2月28日、平成27年度国民健康保険市町村財政状況を発表いたしました。その中で栃木県の資格証明書交付世帯数は8,680世帯、これは国保加入世帯比の資格証明書交付では2.7%と、9年連続全国ワースト1位となっております。所得200万円で、夫婦二人モデル世帯で保険料は幾らになるのか、質疑の中で明確な答えはありませんでした。負担能力を超えた国保税は値下げをすべきです。政府は2018年度から国保都道府県化に向けて新たに1,700億円の財政支援をしております。それを利用して値下げはできないのか。国保は自治事務であり、一般会計からの繰り入れは制度上、禁止されていない、これが国の見解です。市町村特別会計への一般会計からの繰り入れは、全国で3,516億円で、前年度より44億円増加しております。国保はなぜ高いのか、国庫負担の削減が大きな要因です。国庫負担を国に戻すよう、国に対して財政支援を要求すべきです。

また、後期高齢者医療制度は、2006年の法改正から10年、2008年の制度スタートから9年がたちました。わずかな年金の中から天引きをされ、2年ごとに改正され、75歳以上の医療費の増加と人口増加に伴い値上げする制度です。高齢者を年齢で差別し、別枠にする医療制度は日本だけです。被用者保険加入者の扶養家族から後期高齢者医療制度に移らせられた人の保険料の改定部分も、9割から7割の軽減に減らされ、新たな負担増となります。これらのことで、町民の暮らしを守る不十分な予算と言わなければなりません。

以上の理由によりまして、私は、議案第23号、第24号、第25号、第26号の予算には反対をいたします。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに討論はありませんか。13番、松本 清君。

(13番 松本 清君 登壇)

○13番【松本 清君】 私は、本定例会に提出されました、平成29年度一般会計予算、特別会計予算及び水道事業会計予算の各議案につきまして、各常任委員長報告のとおり、原案に賛成の立場から討論を行います。

去る3月2日、平成29年度予算(案)が提出されました。また、町長から町政運営の基本方針、予算編成の基本的事項、また担当課長から予算(案)の詳細説明がありました。

我が国の財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれ、また国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあります。

約1,700ある地方公共団体の多くは財政力の弱い市町村であり、国においても地方財政は極めて厳しいとの判断のもと、平成29年度は、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額に

ついて、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとしました。

その結果、平成29年度地方財政計画では、地方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を0.4兆円上回る額を確保しております。

このような中であって本町においても、これらの課題に向けた予算編成が必要となります。

平成29年度一般会計予算を見ると102億1,100万円で、前年度と比較し2億2,100万円、2.1%の減となったものの、2年連続で100億円を超えた予算となっております。歳入におきましては、根幹をなす町税が56億5,507万6,000円で、前年度と比較し、4億3,215万円、7.1%の減となっております。

なお、自主財源は64億6,519万6,000円で、構成比は63.3%、前年度比で5億6,010万3,000円、8%の減、また、依存財源は37億4,580万4,000円で、構成比は36.7%、前年度比で3億3,910万3,000円、10%の増となっております。

前年度に比べ町民税等の減収を見込み、その代替措置として適切な起債と臨時財政対策債の導入、及び財政調整基金・社会福祉基金の繰り入れなど、財源の有効活用が図られており、予算編成の努力が見受けられます。

一方、歳出におきましては、主な事業として、災害時の防災拠点としての機能確保のための庁舎・設備維持修繕事業、障がい者自立支援給付事業、こども・ひとり親・妊産婦医療費助成事業、高齢者福祉施設整備事業、健康マイレージなどの健康づくり事業、新たな事業として、学校に対するタブレット型端末整備事業・町営住宅維持管理事業・新産業団地開発に向けた整備事業、ゲリラ豪雨等対策のための田川内水被害軽減対策事業、28年度からの継続事業である防災無線等整備事業等、社会保障・教育・生活環境の充実・産業の振興など、めり張りのあるバランスのとれた施策の推進がうかがわれます。

また、各特別会計及び水道事業会計についても、それぞれ事業目的にあった適切な予算編成が講じられていると感じました。

以上の観点から、平成29年度予算につきましては、事務事業の選択と集中を図るなど、健全で持続可能な財政運営の努力がうかがえ、「上三川町第7次総合計画」に掲げる町の将来像「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指す姿勢が示されており、高く評価するものです。

なお、予算の執行に当たりましては、地方自治の基本である、住民のために最少の経費で最大の効果を上げられるよう不断の努力にご期待を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長【津野田重一君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

初めに、議案第2号「上三川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「上三川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

次に、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「町立学校医等に対する報酬支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「町道路線の認定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「上三川町営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第15号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平成29年度上三川町一般会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第29号「平成29年度上三川町水道事業会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第2「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成29年第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日から16日までの15日間にわたり開催いたしましたところ、年度末の極めてお忙しい中、ご審議をいただき、まことにありがとうございました。この間、人事案件や条例の廃止や一部改正、補正予算、当初予算などを上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存でございます。また、予算の執行につきましても、各常任委員長よりご報告がございました内容を真摯に受けとめ、遺漏のないよう対処してまいる所存でございます。

平成28年度も今月末をもちまして終了となり、本日出席をしております2名の課長が、その役目を終えて退職いたします。4月からは新しい執行体制となりますが、今後も議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。議会閉会に当たりまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る3月2日から本日まで15日間にわたり開催され、議員各位には、一般会計、特別会計、合わせて176億円余りの平成29年度予算をはじめ、条例改正など多数の重要議案について、終始、慎重かつ熱心にご審議をいただき、また、議会運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき、そのご労苦に対しまして厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりに、本年3月をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、町政にご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げまして、私の挨拶といたします。

以上をもちまして、平成29年第1回上三川町議会定例会を閉会いたします。まことにご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

午前10時52分 閉会